

# 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会 評議員の費用弁償に関する規則

平成 29 年 6 月 14 日  
笛吹社協規則第 3-30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会の定款第 10 条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第 2 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表 1 により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規則(笛吹社協規則第 3-5 号)に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第 3 条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

別表 1 費用弁償の額

日額 2,000 円